

令和3年度  
長崎大学大学院教育学研究科  
(専門職学位課程)

# 学生募集要項

令和2年6月  
長崎大学大学院教育学研究科

〒852-8521 長崎市文教町1番14号

電話 095(819)2266

## 目 次

学生募集要項	ページ
1 専攻及び募集人員	1
2 修業年限	1
3 出願資格	4
4 出願手続	5
5 出願書類等	6
6 1年プログラム申請書類等	8
7 入学者選抜方法	9
8 試験期日・時間及び試験場	13
9 障がい等で受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者との事前相談	14
10 合格者の発表	14
11 入学手続	14
12 入学時に必要な経費	14
13 追加募集	14
14 奨学金	14
15 教員免許状	15
16 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置について	15
17 出願上の留意事項	15
18 試験場案内図	16
19 入学志願者の個人情報の利用について	17
教育学研究科概要	
1 教育学研究科の目的と教育方針	18
2 教育学研究科の専攻、コースの概要と入学定員	18
3 教育学研究科の教育・特色	19
4 履修基準及び学位	20

## 教育学研究科 専門職学位課程（教職実践専攻）のアドミッション・ポリシー

教育学研究科は入学者に以下の資質・素養を求めます。

- ・ 学部教育で培った能力を発揮させ、学校教育への課題意識を持ち、問題解決に立ち向かう意欲を持っている。
- ・ 子どもを理解する力、授業を実践する力をより高めていく意欲がある。
- ・ 児童生徒の発達・教育に関する基礎知識・授業実践の基盤となる教科の基本的知識を持ち、基礎的な倫理性と教師に必要なコミュニケーション能力がある。
- ・ 特に現職教員では、自己の能力向上を目指すとともに、地域の教育界の充実に貢献する意欲がある。

選抜方法に関する別表（求める素質等の評価方法とその比重（特に大きい比重：◎，大きい比重：○））

求める資質等 入試区分		学部教育をもとに課題意識を持ち問題解決に立ち向かう意欲	子どもを理解し授業を実践する力を高める意欲	専門分野に関する基本的知識	基礎的な倫理性と教師に必要なコミュニケーション能力	能力向上を目指し地域の教育界に貢献しようとする意欲（現職教員）
一般入試 （1年プログラム）	成績証明書	○				
	研究業績書	○		○		
	実践研究計画書	○	○	◎		○
	レポート			○		
	推薦書					○
	面接試験	◎	○	○	○	○
一般入試 （2年プログラム・3年プログラム）	成績証明書	○				
	筆記試験（一部実技を含む）	○		◎		
	実践研究計画書	○	○	○		○
	面接試験	◎	○	○	○	○
外国人留学生入試	成績証明書	○				
	筆記試験（一部実技を含む）	○		◎		
	実践研究計画書	○	○	○		
	面接試験	◎	○	○	○	

## 令和3年度 長崎大学大学院教育学研究科（専門職学位課程）

### 学 生 募 集 要 項

#### 1 専攻及び募集人員

教育学研究科教職実践専攻は、「的確な子ども理解力」を起点とした現場力の育成を目指し、児童生徒のニーズに的確に対応することができ、学校現場でリーダーとなれる教員及び学校の機能を向上させるマネジメント能力を備えた教員の養成を目的とする。そのため、本専攻では、教育の基本的な5領域（①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学校経営、学級経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域）に加えてICT活用に関する知識・技能を獲得し、教育現場での実践を重ねることによる教育課題解決に向けた実践力の向上を図る教育課程を編成している。

専攻	コ ー ス	概 要	募集人員
教職実践専攻	子ども理解・特別支援教育実践コース	子どもたち一人ひとりの個性と教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と支援を行うことのできる高い専門知識と実践力を持つ教員を養成する。	28人 (4人)注
	学級経営・授業実践開発コース	活力ある学級を作り、効果的な授業を実践できるとともに、学級・学校の機能をより向上させるマネジメント能力と、適切な教育課程を編成する力、授業を改善する力等を備えた、高い実践力を持つ教員を養成する。	
	教科授業実践コース	教科内容に対する確かな理解と児童・生徒に対する深い理解に基づき、各教科を効果的に指導することができる高い授業実践力を持つ教員を養成する。	
	管理職養成コース（1P）	「長崎県校長等としての資質の向上に関する指標」に示された管理職に求められる高い識見を備え、高度な組織マネジメントを行う素養を持つ教員を養成する。	

(注) 募集人員における（ ）内は、外国人留学生の募集人員で内数である。

#### 2 修業年限

修業年限は2年（2年プログラム）を標準とする。この他に、1年プログラム及び3年プログラムを開設する。

##### I. 1年プログラム

1年プログラムは、次の要件をすべて満たす現職教員に適用される。

- ① 正規職員としての教職経験が10年以上ある者、又は、同等の教育実践経験がある者
- ② 教育職員免許状（一種）を有する者
- ③ 教育実習10単位のうち、6単位を免除される者

ただし、特別支援学校教諭免許状（一種）を有しており、1年プログラムにおいて特別支援学校教諭免許状（専修）の取得を希望する者は、原則として子ども理解・特別支援教育実践コースを選択すること。

各項目に該当するかどうかの判定は、本研究科と長崎県教育委員会等で構成する判定委員会で行う。  
なお、③の教育実習10単位のうち、6単位の履修免除要件は下記のとおりである。

記

履修免除要件は、所属長等が各実習の履修免除が妥当であることを認めたことの外に、次の要件(1)～(3)の全てを出願時において満たしていることが必要となる。

(1) 次の項目のいずれかを満たしていること

子ども理解・特別支援教育実践コース，学級経営・授業実践開発コース，教科授業実践コース

- ① 研究主任又は教務の主たる担当を1年以上経験している者
- ② 教育課程の編成・学習指導案の作成に関する実践研究業績を有する者，又は，指導的地位にあった者

管理職養成コース

- ① 長崎県教育センター又は中核市における10年経験者研修又は中堅教諭等資質向上研修を受講した者
- ② 長崎県や国内外の教育動向を踏まえた学校運営に関する実践研究業績を有する者，又は，指導的地位にあった者

(2) 次の項目のいずれかを満たしていること

子ども理解・特別支援教育実践コース，学級経営・授業実践開発コース，教科授業実践コース

- ① 生徒指導の主たる担当を3年以上経験している者
- ② 教育相談担当者として1年以上従事している者
- ③ 生徒指導・教育相談に関する実践研究業績を有する者，又は，指導的地位にあった者

管理職養成コース

- ① 学年主任等，教職員の職能開発を支える協力体制の構築と運営を担う業務の経験を1年以上有する者
- ② 学外関係機関との連携・協働窓口としての役割を担う地域コーディネーター等の経験を1年以上有する者
- ③ 学内外との連携・協働に関する実践研究業績を有する者，又は指導的地位にあった者

(3) 次の項目のいずれかを満たしていること

子ども理解・特別支援教育実践コース，学級経営・授業実践開発コース，教科授業実践コース

- ① 学級担任を5年以上経験している者
- ② 学級経営・学年経営に関する実践研究等の業績を有する者，又は，指導的地位にあった者

管理職養成コース

- ① 教務主任等，学校・地域の社会的・文化的資源を活用した活動や体制づくりを中心的に担う業務の経験を1年以上有する者
- ② 学級経営・学年経営・学校経営に関する実践研究等の業績を有する者，又は，指導的地位にあった者

また、実習の免除を願い出る者は、実践経験を述べた3種類のレポート(様式12)を提出しなければならない。レポートは上述の判定委員会が評価し、免除の可否を決定する資料となる。

この判定委員会で1年プログラムの適用が可能と認められた者は、現職を離れて通常の間帯での通常履修となる。これに該当しない場合、履修期間は2年となる。最初の1年間は現職を離れて通常の間帯での通常履修となり、後半の1年間は在職校等で勤務しながら、夜間等における履修を認める。

なお、正規職員としての教職経験が10年に満たない者であっても、要件(1)～(3)の全てにおいて、①、②、③のうち2つ以上を満たした場合には、10年以上の者と同等の教育実践経験を持つ者とみなされる。

1年プログラムの履修が可能であると判定された入学希望者に対する選抜方法については、2年プログラムとは別に定める。

## Ⅱ. 2年プログラム

出願資格のいずれかに該当する者で、教育職員免許状（一種）を有する者、あるいは令和3年3月までに取得見込みの者に適用される。

## Ⅲ. 3年プログラム

本研究科の履修と併行して学部の授業科目を履修し、教育職員免許状を取得できるプログラムである。なお、取得できる免許状は1校種であり、中学校及び高等学校の免許状においては、1教科・領域に限る。出願資格のいずれかに該当し、次の①～③のいずれかに該当する者に適用される。

- ① 教育職員免許状を有しない者
- ② 取得しようとする学校種、教科・領域の教育職員免許状の二種のみを有する、あるいは令和3年3月までに取得見込みの者
- ③ 取得しようとする教育職員免許状とは異なる学校種、又は異なる教科・領域の教育職員免許状を有する、あるいは令和3年3月までに取得見込みの者

ただし、特別支援学校教諭免許状（一種）の取得を希望する者は、基礎免許状となる幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教育職員免許状（一種または二種）を有する、あるいは令和3年3月までに取得見込みであることが条件となる。

### 3 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 幼稚園，小学校，中学校，中等教育学校，高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員免許状（一種）を有する現職教員
  - (2) 学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいずれかの教育職員免許状（一種）を有するか，令和3年3月までに取得見込の者）
  - (3) 大学を卒業した者及び令和3年3月までに卒業見込みの者
  - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和3年3月までに授与される見込みの者
  - (5) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
  - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
  - (7) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
  - (8) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和3年3月までに授与見込みの者
  - (9) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者
  - (10) 文部科学大臣の指定した者〔昭和28年文部省告示第5号参照〕
  - (11) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって，本研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (12) 本研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，令和3年3月までに22歳に達するもの  
（短期大学，高等専門学校，専修学校，各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者等）
  - (13) 前号までの規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，本研究科において，本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (注) 1. 上記(5)～(10)については，あらかじめ本研究科に必ず問い合わせること。  
2. 昭和28年文部省告示第5号(抄)  
「教育職員免許法による小学校，中学校，高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で令和3年3月31日までに22歳に達するもの」  
等である。  
3. 出願資格の(11)，(12)，(13)により出願する者は，資格審査を行うので，事前に長崎大学人文社会科学域事務部北地区事務課大学院第二係へ「出願資格認定関係書類」を請求し，必要事項を記入の上，令和2年10月8日(木)までに必着するよう提出すること。  
なお，出願資格認定審査は本研究科で行い，令和2年10月23日(金)までに本人へ通知するので，出願資格有りの認定を受けた者は，次の「4 出願手続」の要領により出願すること。

## 4 出願手続

### (1) 出願期間及び出願書類

#### 〔1年プログラム申請者〕

出願期間：令和2年10月5日（月）～令和2年10月8日（木）

出願書類：P. 6～P. 7の出願書類等一式（ただし、検定料は除く。検定料納付証明書貼付票は切り離して保管し判定結果通知後、検定料を下記検定料振込期間に納付のこと）及びP. 8の1年プログラム申請書類等一式

- ① 本研究科所定の「出願用封筒」を使用すること。（持参の場合も）
- ② 窓口受付時間は、平日（土日祝日を除く）9時から12時、13時から17時。
- ③ 郵送の場合は、「速達書留」とし、10月8日（木）17時までに必着のこと。

なお、1年プログラム出願資格判定審査は本研究科と長崎県教育委員会等で構成する判定委員会で行い、判定の結果は、令和2年10月23日（金）までに本人へ通知するので、1年プログラム出願資格有りの判定を受けた者、又は、1年プログラム出願資格無しの判定を受け改めて2年プログラムに出願する者は、次の期間に検定料を納付し、検定料納付証明書を検定料納付証明書貼付票に貼付して人文社会科学域事務部北地区事務課大学院第二係へ提出すること。

検定料振込期間：令和2年10月27日（火）～令和2年10月30日（金）

※郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の営業日、営業時間等を十分考慮して手続きを行うこと。

#### 〔2年プログラム・3年プログラム申請者〕

検定料振込期間：令和2年10月27日（火）～令和2年10月30日（金）

出願期間：令和2年10月27日（火）～令和2年10月30日（金）

出願書類：P. 6～P. 7の出願書類一式

※郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の営業日、営業時間等を十分考慮して手続きを行うこと。

- ① 本研究科所定の「出願用封筒」を使用すること。（持参の場合も）
- ② 窓口受付時間は、平日（土日祝日を除く）9時から12時、13時から17時。
- ③ 郵送の場合は、「速達書留」とし、10月30日（金）17時までに必着のこと。
- ④ 検定料を最終日に振り込む場合は、その後、当日17時までに「出願書類一式」を提出しなければならないので注意すること。

### (2) 出願書類等提出先

〒852-8521

長崎市文教町1番14号

長崎大学人文社会科学域事務部北地区事務課大学院第二係

電話095-819-2266



5 出願書類等

区 分	摘 要	提出該当者
検 定 料	<p><b>30,000円</b></p> <p>(1) 振込期間 令和2年10月27日(火)～令和2年10月30日(金)</p> <p>(2) 振込場所 郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の受付窓口 (ATMは使用不可。必ず受付窓口で払い込むこと。)</p> <p>(3) 振込方法            ア 振込時に別途必要な振込手数料は、入学志願者本人の負担となる。            イ 「振込書」の※に、入学志願者の住所・氏名(フリガナ)及び電話番号を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。            ウ 「検定料納付証明書」及び「受領証(書)」を受付窓口から受け取る際には、必ず郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の日附印を確認すること。</p> <p>(4) 出願に際しての留意事項            ア 検定料納付証明書貼付票に検定料を振込済の「検定料納付証明書」を貼り付けた後に記入誤り等に気付き、やむを得ず新しい検定料納付証明書貼付票に書き替えなければならない場合、貼付済の「検定料納付証明書」を切り取って、新しい検定料納付証明書貼付票に貼り付けること。検定料は二重に振り込まないこと。            イ 検定料が振り込まれていない場合、振込済の「検定料納付証明書」が検定料納付証明書貼付票の所定の欄に貼り付けていない場合、及び「検定料納付証明書」に日附印が押印されていない場合は出願を受理しない。</p> <p>(5) 既納の検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。            検定料を振り込んだが長崎大学に出願しなかった(出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった)場合又は検定料を誤って二重に振り込んだ場合には、振り込んだ者の申し出により、当該検定料相当額は返還する。            返還にかかる手数料は、原則、入学志願者本人の負担とする。            返還の申し出は、出願期間の最終日から14日以内とする。            ※返還に関する問い合わせ先            長崎大学財務部財務管理課資金管理班            TEL. 095-819-2060</p> <p>※令和元年台風第19号、北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨、熊本地震又は東日本大震災により被災された志願者には、本学が認めた場合、検定料免除の特別措置を行うので、出願前に出願書類等提出先へ連絡すること。  <a href="http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/admission/support/index.html">http://www.nagasaki-u.ac.jp/nyugaku/admission/support/index.html</a></p>	全 員
入 学 志 願 票 (様式1)	本研究科所定の用紙により、※印以外の所定の欄はすべて記入すること。	全 員
写 真 票 ・ 受 験 票 (様式2・様式3)	写真は上半身、無帽、正面向きで、出願前3ヶ月以内に撮影したものを貼付すること。	全 員
検定料納付証明書貼付票 (様式4)	住所、氏名を記入の上、郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の「日附印」が押印された「検定料納付証明書」を貼り付けること。	全 員
成 績 証 明 書	最終教育課程のもの。	全 員

区 分	摘 要	提出該当者
卒業（修了）証明書 又は卒業（修了）見 込証明書	出身大学長又は学部長が作成したもの。	全 員
学 位 授 与 証 明 書	「大学評価・学位授与機構」が作成したもの。	出願資格の （４）該当者
① 教育職員免許状 授与証明書 又は ② 教育職員免許状 の写し 又は ③ 教育職員免許状 取得見込証明書	① 授与証明書は教育職員免許状を授与した都道府県教育委員会 が作成したもの。 ② 有する教育職員免許状を複写し、それに所属する学校長の原 本と相違ない旨の証明を付したもの。 ③ 教育職員免許状取得見込証明書は出身大学長又は学部長が作 成したもの。	・ 2年プログラ ム志願者 ・ 3年プログラ ム志願者のうち特 別支援学校教諭 免許状の取得希 望者 ・ 出願資格の （10）該当者
実 践 研 究 計 画 書 （様式5）	本研究科所定の用紙によること。	全 員
筆記試験免除推薦書 （様式6）	本研究科所定の用紙により、在学している学部（又は大学）の長 （現職教員においては所属長）が作成したもの。 また、推薦要件Aの場合は様式7「受験承諾書」、推薦要件Bの場 合は第一次選考試験結果通知書の写しを添付すること。	2年プログラム 又は3年プログ ラムの志願者の うち筆記試験免 除を希望する者
論 文 ・ 作 品 等	選択科目で、筆記試験を選択した者は美術に関する論文又はレ ポートを、実技試験を選択した者は作品の写真を提出すること。 （写し可。外国人留学生は日本語による概要を添付すること。）	教科授業実践 コースの選択科 目「美術」を選 択した志願者
受 験 承 諾 書 （様式7）	本研究科所定の用紙により、在学している大学の学長又は研究科 長が作成したもの。 本研究科所定の用紙により所属長が作成したもの。	大学院在学者 現職教員等で、 現職のまま入学 を希望する者
在留カード又は旅券 の写し	在留資格を証明するもの。 （出願時に在留資格を有している者のみ）	外国人留学生
受験票等送付用封筒	本研究科所定の封筒によること（受験票等の返送に使用するので、 郵便番号・住所・氏名を明記の上、374円切手（速達）を貼付 すること）。	全 員
住 所 届 （様式8）	本研究科所定の用紙により、郵便番号・住所・氏名等を明記する こと。	全 員
戸籍抄本（謄本）	上の各種証明書等に記載された氏名が、改姓等により現氏名と異 なる場合には、戸籍抄本（謄本）を提出すること。	左記該当者

（注）外国人留学生は提出書類中、外国語で書かれた証明書等には、その日本語訳を添付すること。

6 1年プログラム申請書類等

区 分	摘 要	提出該当者
推 薦 書 (様式9)	本研究科所定の用紙により，所属長等が作成したもの。	1年プログラム 志願者
教 職 経 験 証 明 書 (様式10)	本研究科所定の用紙により，所属長等が作成したもの。	
研 究 業 績 書 (様式11)	本研究科所定の用紙により提出すること。その際，研究業績書に記載した研究報告・論文・作品等（原本又は写し）を添付すること。	
レ ポ ー ト (様式12)	本研究科所定の用紙によること。	
教育職員免許状授与 証明書又は教育職員 免許状及び更新等証 明書（免許状更新講 習を受講している場 合）の写し	授与証明書は教育職員免許状を授与した都道府県教育委員会が作成したもの又は有する教育職員免許状及び更新等証明書を複写し，それに所属する学校長の原本と相違ない旨の証明を付したものの。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             ※《原本証明の記入見本》              この写しは原本と相違ないことを証明する。              令和〇〇年〇〇月〇〇日              長崎県立〇〇〇学校長 長崎太郎 印           </div>	

## 7 入学者選抜方法

### I. 一般入試

入学者の選抜は、学力検査〔筆記試験（実技を含む）及び面接試験〕及び提出された書類の審査結果を総合して行う。

ただし、1年プログラム（現職教員のみ）の履修を希望する場合は、本研究科と長崎県教育委員会等で構成する判定委員会が審査を行う。

#### 学力検査科目

##### (1) 1年プログラム

提出された書類に基づき、学校教育や実践研究等について面接試験を行う。

##### (2) 2年プログラム・3年プログラム共通（筆記試験を課す者）

専攻	コース	筆記試験（実技を含む）		面接試験
教職実践専攻	子ども理解・特別支援教育実践コース	専攻共通科目： 「学校教育に関する問題」	コース選択科目： ①「児童生徒理解に関する分野」 ②「特別支援教育に関する分野」 上記①又は②から1つを選択。（注2）	提出された書類に基づき、学校教育や実践研究等について面接試験を行う。
	学級経営・授業実践開発コース	○教育課程の編成・実施に関する分野	コース選択科目： 「学級経営と授業実践に関する分野（教育課程の編成・実施及びICT活用を含む）」	
	教科授業実践コース	○教科等の実践的な指導方法 ○生徒指導に関わる分野 ○学校経営・学級経営に関する分野 ○教員の在り方に関わる分野	コース選択科目： 別表1に示す①～⑨から1つを選択。 ① 国語 ② 社会 ③ 理科 ④ 音楽 ⑤ 美術 ⑥ 保健体育 ⑦ 技術 ⑧ 家庭 ⑨ 英語	

(注) 1. 入学志願票、写真票及び受験票の該当欄に受験する科目等を記入すること。

2. 子ども理解・特別支援教育実践コースの受験者においては、受験するコース選択科目は、「実践研究計画書」の内容と一致する分野の科目であること。

##### (3) 2年プログラム・3年プログラム共通（筆記試験を免除された者）

提出された書類に基づき、学校教育や実践研究等について面接試験を行う。

(注) 次の推薦要件に該当し、人物に優れ、志願者の所属する学部（又は大学）等の長が責任をもって推薦できる者で、合格した場合には入学することを確約できる者については、筆記試験を免除する。

〔推薦要件〕 以下のA、B又はCのいずれかに該当すること。

A. 現職教員。

B. 公立学校教員採用選考試験（以下「教員採用試験」という。）の第一次試験（これに類する名称を含む筆記試験）に合格し、採用候補者名簿登載期間の延長を教員採用試験出願時等に申請した者又は教員採用試験合格後に申請予定の者。

C. 学業成績に優れている者。

別表1 教科授業実践コース選択科目

番号	選択科目	内 容
①	国語	A及びBの2科目を出題する。 A. 「国文学」 B. 「国語学」, 「漢文」から1つを選択。
②	社会	「地理歴史」, 「公民」から1つを選択。
③	理科	「物理学」, 「化学」, 「生物学」, 「地学」, 「理科教育」から1つを選択。
④	音楽	A及びBの両方を課す。 A. 小学校の歌唱共通教材或いは中学校の歌唱教材の中から任意の1曲を弾き歌いする。 B. 声楽, ピアノ, 器楽(管弦打楽器)のいずれかで, 任意の楽曲を演奏する。
⑤	美術	A～Eから1つを選択。 A. 「美術科教育」(筆記試験) B. 「美術理論・美術史」(筆記試験) C. 「絵画」(実技試験) 人物デッサン (用意するもの) 素描用具一式(鉛筆, ねりごむ等) D. 「彫刻」(実技試験) 摸刻(塑造) (用意するもの) 塑造制作に必要な用具(粘土ベラ, スケッチブック, 鉛筆等) E. 「工芸(陶芸)」(実技試験) 手びねりによる (用意するもの) 手びねりに必要な用具(粘土ベラ, 切り糸, なめし皮, 鉛筆等)
⑥	保健体育	「保健体育総合」(保健体育に関する総合的な知識を問う。)
⑦	技術	「技術総合」(技術・家庭(技術分野)に関する総合的な知識を問う。)
⑧	家庭	「家庭総合」(家庭科の各分野から出題する。)
⑨	英語	「英語」(英語学・英米文学・異文化理解・英語科教育法の分野を含む総合的問題を出題する。)

## II. 外国人留学生入試

入学者の選抜は、学力検査〔筆記試験（実技を含む）及び面接試験〕及び提出された書類の審査結果を総合して行う。

学力検査科目

2年プログラム・3年プログラム共通

専攻	コース	筆記試験（実技を含む）		面接試験
教職実践専攻	子ども理解・特別支援教育実践コース	専攻共通科目： 「学校教育に関する問題」	コース選択科目： ①「児童生徒理解に関する分野」 ②「特別支援教育に関する分野」 上記①又は②から1つを選択。（注3）	志願者の修学条件，研究意欲，研究能力及び日本語の会話能力について行う。
	学級経営・授業実践開発コース	○教育課程の編成・実施に関する分野	コース選択科目： 「学級経営と授業実践に関する分野（教育課程の編成・実施及びICT活用を含む）」	
	教科授業実践コース	○教科等の実践的な指導方法 ○生徒指導に関わる分野 ○学校経営・学級経営に関する分野 ○教員の在り方に関わる分野	コース選択科目： 別表2に示す①～⑨から1つを選択。 ① 国語 ② 社会 ③ 理科 ④ 音楽 ⑤ 美術 ⑥ 保健体育 ⑦ 技術 ⑧ 家庭 ⑨ 英語	

- (注) 1. 入学志願票，写真票及び受験票の該当欄に受験する科目等を記入すること。  
 2. 筆記試験の解答は日本語とする。  
 3. 子ども理解・特別支援教育実践コースの受験者においては，受験するコース選択科目は，「実践研究計画書」の内容と一致する分野の科目であること。

別表2 教科授業実践コース選択科目

番号	選択科目	内 容
①	国語	A及びBの2科目を出題する。 A. 「国文学」 B. 「国語学」, 「漢文」から1つを選択。
②	社会	「地理歴史」, 「公民」から1つを選択。
③	理科	「物理学」, 「化学」, 「生物学」, 「地学」, 「理科教育」から1つを選択。
④	音楽	A及びBの両方を課す。 A. 小学校の歌唱共通教材或いは中学校の歌唱教材の中から任意の1曲を弾き歌いする。 B. 声楽, ピアノ, 器楽(管弦打楽器)のいずれかで, 任意の楽曲を演奏する。
⑤	美術	A～Eから1つを選択。 A. 「美術科教育」(筆記試験) B. 「美術理論・美術史」(筆記試験) C. 「絵画」(実技試験) 人物デッサン (用意するもの) 素描用具一式(鉛筆, ねりごむ等) D. 「彫刻」(実技試験) 摸刻(塑造) (用意するもの) 塑造制作に必要な用具(粘土ベラ, スケッチブック, 鉛筆等) E. 「工芸(陶芸)」(実技試験) 手びねりによる (用意するもの) 手びねりに必要な用具(粘土ベラ, 切り糸, なめし皮, 鉛筆等)
⑥	保健体育	「保健体育総合」(保健体育に関する総合的な知識を問う。)
⑦	技術	「技術総合」(技術・家庭(技術分野)に関する総合的な知識を問う。)
⑧	家庭	「家庭総合」(家庭科の各分野から出題する。)
⑨	英語	「英語」(英語学・英米文学・異文化理解・英語科教育法の分野を含む総合的問題を出題する。)

## 8 試験期日・時間及び試験場

### (1) 試験期日及び時間

#### ① 一般入試

専攻	コース・プログラム	11月28日(土)		
		筆記試験(実技を含む)		面接試験
教職実践専攻	子ども理解・特別支援教育実践コース	専攻共通科目 9:00~10:00	コース選択科目 10:30~11:30	13:00~
	学級経営・授業実践開発コース			
	教科授業実践コース			
	管理職養成コース			

#### ② 外国人留学生入試

専攻	コース・プログラム	11月28日(土)		
		筆記試験(実技を含む)		面接試験
教職実践専攻	子ども理解・特別支援教育実践コース	専攻共通科目 9:00~10:00	コース選択科目 10:30~11:30	13:00~
	学級経営・授業実践開発コース			
	教科授業実践コース			

#### ③ 受験上の注意

1. 受験者は、試験開始10分前までに入室，着席すること。
2. 試験開始後30分以内の遅刻者は受験を認めるが，試験時間の延長はしない。  
また，30分を超える遅刻者には受験を認めない。ただし，面接については，試験開始10分前を過ぎて面接控室に入室した場合，特別な事情がない限り，受験を認めない。
3. 受験票を必ず持参すること。
4. 机の上には，受験票，鉛筆（シャープペンシル可），鉛筆キャップ，消しゴム，鉛筆削り（電動式，大型のもの，ナイフ類を除く。），直線定規（分度器機能付は不可，線引用のもののみ可），時計（辞書，電卓，端末等の機能があるもの，それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものを除く。），眼鏡，ハンカチ，ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの），目薬以外の所持品を置いてはいけない。
5. 試験中の退室はできない。ただし，体調不良等の場合は一時退室を認めるが，試験時間の延長は行わない。
6. 電子辞書，携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末，ICレコーダー等の電子機器類は電源を切り，かばん等に入れ，身につけないこと。身につけているだけで不正行為と見なす。
7. 疾病・負傷，試験場に向かう途中の事故等の事由による追試験は実施しないが，所定の日程による実施が困難になるような次の①～③の不測の事態が発生した場合は，再試験を実施する場合がある。  
①定期運行している交通機関の事故又は災害等で，相当の数の受験者に係るもの。  
②試験開始後の不測の事態  
③大規模の災害等
8. 試験前日の午後に試験室を確認すること。（ただし，試験室への入室はできない。）



## (2) 試験場

長崎大学教育学部 (長崎市文教町1番14号)

各試験室、集合場所等は、試験日の前日(午後)及び当日に教育学部玄関前に掲示する。

## 9 障がい等で受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者との事前相談

受験上及び修学上の配慮を必要とする者は、本学人文社会科学域事務部北地区事務課大学院第二係(電話095-819-2266)に相談の上、出願の前に、申請書(様式は任意)に医師の診断書を添えて提出すること。

なお、入学者選抜においては、事前相談の内容によって受験者が不利益を被ることはない。

また、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談を行うこともある。

☆ 本学では、長崎大学障がい学生支援室を設置して、障がい等のある学生及び障がい等のある入学志願者への支援を行っています。

## 10 合格者の発表

令和2年12月25日(金) 10時

教育学部玄関前に掲示(～17時)するとともに、合格者に対し合格通知書を発送する。

また、同日午前10時以降、長崎大学大学院教育学研究科ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(アドレス <http://www.edu.nagasaki-u.ac.jp/>)

なお、電話による合否についての問い合わせには一切応じない(FAX・電話による通知も一切行わない)。

## 11 入学手続

令和3年1月20日(水)から令和3年1月22日(金)

合格者への入学手続関係書類は、合格通知に同封する(郵送により入学手続を行うことは可能であるが、手続期間内に必着するよう郵送すること)。

## 12 入学時に必要な経費

入学科 : 282,000円・・・入学手続きまでに振り込むこと。

(注) 既納の入学科はいかなる理由があっても返還しない。

参考 ① 令和2年度授業料(年額)・・・535,800円(前期分267,900円,後期分267,900円)

② 授業料の納入時期は、前期分4月,後期分10月になる。

③ 授業料は、改定される可能性がある。

④ 入学時及び在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用される。

⑤ 入学科及び授業料については、免除又は徴収猶予の制度がある。詳細は、入学手続関係書類で通知する。

## 13 追加募集

募集人員に欠員が生じた場合は、追加募集を行う。追加募集の有無については、長崎大学人文社会科学域事務部北地区事務課大学院第二係へ問い合わせること。

## 14 奨学金

日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体や各種奨学団体の奨学金を取り扱っている。詳細は、入学手続関係書類で通知する。

## 15 教員免許状

小学校教諭, 中学校教諭, 高等学校教諭, 特別支援学校教諭及び幼稚園教諭の一種免許状を有する者は, 本研究科において教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得することにより, それぞれに対応する専修免許状を次表のとおり取得することができる。

専攻	コース	取得できる専修免許状	
		学校種	教科・領域
教職実践専攻	子ども理解・特別支援教育実践コース	幼稚園	
		小学校	
	学級経営・授業実践開発コース	中学校	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
	教科授業実践コース	高等学校	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語
	管理職養成コース	特別支援学校 ※1	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者 ※2 (視覚障害者, 聴覚障害者)

※1 1年プログラムにおける特別支援学校教諭専修免許状の取得にあたっては, 原則として子ども理解・特別支援教育実践コースに所属する場合に限り, 専修免許状を取得することができる。

※2 特別支援学校教諭専修免許状の取得にあたっては, 「知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者」の領域と「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の領域の一種免許状を併せ持つ場合に限り, 「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の領域についての専修免許状を取得できる。

## 16 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置について

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する現職教員等に対しては, 高等教育を受ける機会を拡大するための措置を次のとおり実施する。

### (1) 修業年限

この特例の適用を受ける者は, 修業年限2年間のうち, 後半の1年間は夜間等における履修を認める。

### (2) 履修方法

- ① 特例を適用する場合, 現職教員等は2年間のうち, 最初の1年間は現職を離れて通常の時間帯の通学履修を原則とする。
- ② 後半の1年間は在職校等で勤務しながら, 週1回以上定期的に通学し夜間の時間帯で研究指導を受ける。
- ③ 特例による授業時間帯は夜間(6校時 18時00分～19時30分, 7校時 19時40分～21時10分)及び夏季・冬季休業期間とし, 必要に応じて特定の曜日にも授業を行う。

## 17 出願上の留意事項

- (1) 入学志願票の記入事項及び書類等に不備のあるものは受け付けない。
- (2) 出願書類受理後は, いかなる理由があっても記載事項及び書類の変更は認めない。虚偽の記載があった場合には, 入学後であっても入学を取り消すことがある。
- (3) 3の出願資格の(13)により, 本研究科に入学する者の学部学生としての学籍上の身分は, 退学となる。  
したがって, 国家試験等の資格試験の受験資格で, 大学の学部を卒業していることを要件としているものについては, 受験資格がないことになる。

- (4) 「住所届 (合格通知送付用・入学手続関係書類等送付用)」  
合格通知書及び入学手続書類の送付あて先となるので、正確に記入すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日を延期する場合がありますので、これらのことに留意したうえで出願すること。  
なお、試験日の延期等を行う場合、以下の教育学研究科ホームページで10月1日(木)以降に周知する。

<https://www.gedu.nagasaki-u.ac.jp/>

- (6) 出願書類等の請求は、封筒に「大学院教育学研究科学生募集要項請求」と朱書し、あて名明記の返信用封筒(角形2号 250円切手貼付, 速達の場合 540円)を同封の上、下記あてを行うこと。

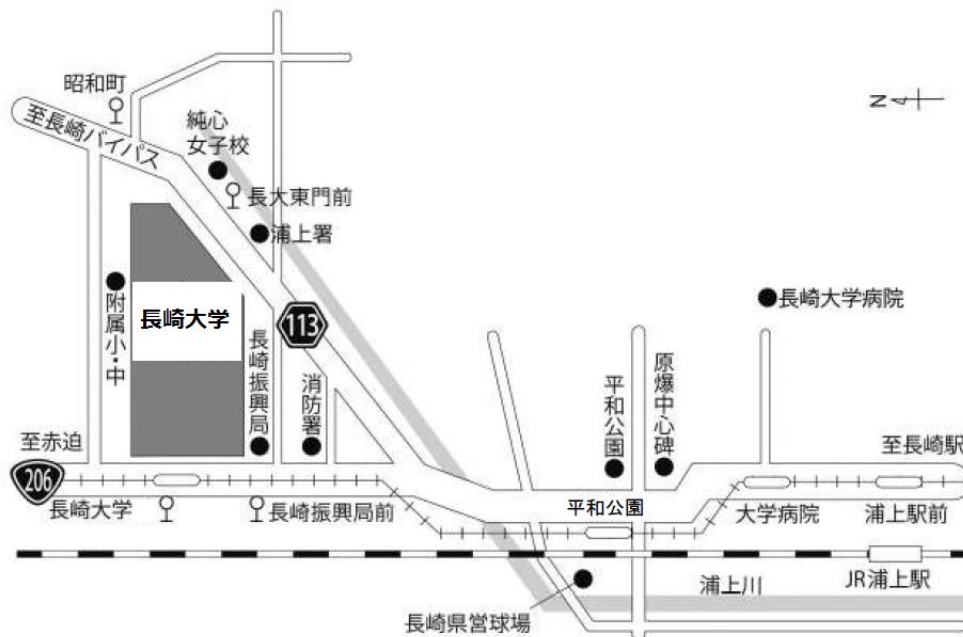
〒852-8521

長崎市文教町1番14号

長崎大学人文社会科学域事務部北地区事務課大学院第二係

電話 095-819-2266

## 18 試験場案内図



### 交通機関

- (1) JR長崎駅から  
路面電車利用  
「長崎駅前」から「赤迫」行きで「長崎大学」下車  
バス利用(長崎バス)  
「長崎駅前」から1番系統「溝川」, 「上床」, 「上横尾」行きで「長崎大学前」下車
- (2) JR浦上駅から  
路面電車利用  
「浦上駅前」から「赤迫」行きで「長崎大学」下車  
バス利用(長崎バス)  
「浦上駅前」から1番系統「溝川」, 「上床」, 「上横尾」行きで「長崎大学前」下車

(3) 長崎空港から

バス利用（県営バス）

「長崎空港4番のりば」から「長崎方面（昭和町・浦上経由）」行きで「長大東門前」下車  
（約45分）

バス利用（県営バス）

「長崎空港4番のりば」から「長崎方面（住吉経由）」行きで「長崎大学前」下車（約50分）

## 19 入学志願者の個人情報の利用について

- (1) 出願書類により取得された個人情報は、入学者選抜業務のために利用する。  
また、合格者の個人情報は入学手続案内業務のために、入学者の個人情報は学籍登録業務のために利用する。
- (2) 出願書類により取得された個人情報及び入学者選抜試験の成績は、奨学生への推薦資料並びに入学料免除及び授業料免除等の選考資料として利用する。
- (3) 出願書類により取得された個人情報及び入学者選抜試験により取得された個人情報は、個人が特定できない形で、入学者選抜に関する統計調査・研究に利用する。
- (4) 出願書類により取得された個人情報及び入学者選抜試験により取得された個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に規定されている場合を除き、以上の目的以外の目的で利用すること又は第三者に提供することはない。

# 長崎大学大学院教育学研究科概要

## 長崎大学大学院教育学研究科概要

教育学研究科教職実践専攻は教職大学院として認められており、修了すれば、教職修士（専門職）の学位が与えられる。

### 1. 教育学研究科の目的と教育方針

教育学研究科教職実践専攻は、「的確な子ども理解力」を起点とした現場力の育成を目指し、児童生徒のニーズに的確に対応することができ、学校現場でリーダーとなれる教員及び学校の機能を向上させるマネジメント能力を備えた教員の養成を目的とし、理論と実践の融合を図ることで〔現場力（実践力）＝的確な子ども理解力＋授業力＋コミュニケーション力〕の形成を図る。そのため、本専攻では、教育の基本的な5領域（①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学校経営、学級経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域）に加えてICT活用に関する知識・技能を獲得し、教育現場での実践を重ねることによる教育課題解決に向けた実践力の向上を図る教育課程を編成している。本専攻には、子ども理解・特別支援教育コース、学級経営・授業実践開発コース、教科授業実践コース、管理職養成コースの4コースを置く。

### 2. 教育学研究科の専攻、コースの概要と入学定員

専攻	コ　ー　ス	概　要	入学定員
教 職 実 践 専 攻	子　ど　も　理　解　・　特　別　支　援 教　育　実　践　コ　ー　ス	子どもたち一人ひとりの個性と教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と支援を行うことのできる高い専門知識と実践力を持つ教員を養成する。	28人
	学　級　経　営　・　授　業　実　践 開　発　コ　ー　ス	活力ある学級を作り、効果的な授業を実践できるとともに、学級・学校の機能をより向上させるマネジメント能力と、適切な教育課程を編成する力、授業を改善する力等を備えた、高い実践力を持つ教員を養成する。	
	教　科　授　業　実　践　コ　ー　ス	教科内容に対する確かな理解と児童・生徒に対する深い理解に基づき、各教科を効果的に指導することができる高い授業実践力を持つ教員を養成する。	
	管　理　職　養　成　コ　ー　ス	「長崎県校長等としての資質の向上に関する指標」に示された管理職に求められる高い識見を備え、高度な組織マネジメントを行う素養を持つ教員を養成する。	

### 3. 教育学研究科の教育・特色

#### (1) 現職教員等の受け入れ体制

本研究科は、2年の修業年限（2年プログラム）を標準とするが、この他に、1年プログラム及び3年プログラムを開設する。

1年プログラムは、次に示す要件をすべて満たす現職教員に対して適用し、標準修業年限を1年とする。

- ① 正規職員としての教職経験が10年以上ある者、又は、同等の教育実践経験がある者
- ② 教育職員免許状（一種）を有する者
- ③ 教育実習10単位のうち、6単位を免除される者

2年プログラム（標準修業年限2年の履修課程）の現職教員等については、修学上の便宜を図るため大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。

3年プログラム（標準修業年限3年の履修課程）の学生は、教育職員普通免許状（一種）授与の所要資格を得るため、教育学部学校教育教員養成課程において開設する授業科目（教養教育科目を含む。）を履修することができる。なお、原則として取得できる免許状は1校種であり、中学校及び高等学校の免許状においては、1教科・領域に限る。

#### (2) 充実した教育実践研究

本研究科では、高度な教育実践力の育成を目的に、学校等での教育実習や実践研究をカリキュラムの中核に据えその充実を図っている。

教職大学院の特色の一つである教育実習は、専攻共通の実習とコース別の実習から構成される。専攻共通の実習は「学校教育実践実習1, 2, 3」の3科目、コース別の実習は「学校教育実践実習4, 5」の2科目である。

これらの実習は、「①児童生徒の的確な理解により可能となる、生徒指導・教育相談に関わる能力」「②教師と児童生徒や保護者等との、対人関係能力やコミュニケーション能力」「③学校教育の目的実現に向けた教育計画にもとづき、学級・授業を作る能力」とともに、「④教育実践課題を解決する能力」の育成を図るものである。そのため、実習は、大学院生が指導教員の指導のもとで実習テーマ、実習計画を決定し、実習受け入れ校と大学院生及び大学の指導教員の緊密な連携のもと、受け入れ校から提供される実習機会と場により実施され、これらの実習を通じて実施した実践研究について大学院生は「実践研究報告書」（最終レポート）を提出する。

また、実習、実践研究の指導のために、「学校教育実践研究1, 2, 3, 4」が設定されている。

#### 4. 履修基準及び学位

##### (1) 履修基準

研究科修了に必要な単位数は次表のとおりとする。

授業科目	単位数
専攻共通科目	20
コース科目	13
教育実習科目	10
実践研究指導科目	4
計	47

ただし、第3条の2第2項に該当する現職教員学生については、次表のとおりとする。

授業科目	単位数
専攻共通科目	20
コース科目	15
教育実習科目	10
実践研究指導科目	2
計	47

##### (2) 履修方法

①現職教員学生（第3条の2第2項に該当する学生を除く。）及び現職教員学生以外の履修方法

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修	専攻共通科目	12単位	
	コース科目	4単位	注1参照
	実践研究指導科目	4単位	
選択	専攻共通科目	8単位以上	
	コース科目	9単位以上	注2参照
	教育実習科目	10単位	授業科目毎に（初等）又は（中等）のいずれかを選択し、合わせて10単位を修得すること。
合計		47単位以上	注3参照



②現職教員学生（第3条の2第2項に該当する学生に限る。）の履修方法

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修	専攻共通科目	12単位	
	コース科目	4単位	注1参照
	実践研究指導科目	2単位	「学校教育実践研究3」1単位及び「学校教育実践研究4」1単位を修得すること。
選択	専攻共通科目	8単位以上	
	コース科目	11単位以上	注2参照
	教育実習科目	10単位	「学校教育実践実習4」及び「学校教育実践実習5」のそれぞれについて、（初等）又は（中等）のいずれかを選択し、合わせて4単位を修得すること。なお、第5条第3項の規定により履修を免除された実習の単位数6単位を含む。
合計		47単位以上	注3参照

注1 所属コースのコース科目のうち☆を付した授業科目は、同一科目名の（初等）又は（中等）のいずれかの科目を履修し、その単位を修得すること。

注2 所属コースのコース科目から4単位以上を修得すること。なお、専攻共通科目の修得単位数のうち必要修得単位数20単位を超える単位数及び他コースのコース科目の修得単位数を算入することができる。

注3 授業科目名に「（初等）」又は「（中等）」とある授業科目については、同一科目名の「（初等）」及び「（中等）」の2科目の単位を修得した場合でも、いずれか1科目の単位しか本表の修得単位数として算入できない。

### (3) 修了認定

修了認定の条件は次のとおりとする。

1. 所定の期間在学すること。
2. 所定の達成基準を満たし、47単位（1年プログラムの学生においては、履修を免除された単位数を含む。）以上を修得すること。
3. 「実践研究報告書」（最終レポート）の審査及び最終試験に合格すること。
4. 教育職員専修免許状の取得に必要な所定の単位数（3年プログラムの学生においては、一種免許状取得のための単位数を含む。）を修得すること。

### (4) 学位

教職実践専攻を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。